

愛知県GAP認証制度運用要領

(目的)

第1条 この運用要領は、愛知県GAP認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、認証制度を運用するにあたり、必要な事項を定める。

(現地確認員)

第2条 要綱第2条第5号で規定する現地確認員は、普及指導員で、農業生産工程管理に関する研修（JGAP指導員基礎研修等をいう。）を受講した者等専門の知識を有している者とする。

(認証基準)

第3条 要綱第3条第2項で規定する団体の事務局の取組事項に関する認証基準は、別添のとおりとする。

(認証の申請)

第4条 要綱第6条の規定により認証を受けようとする者は、栽培期間中に、認証対象農産物の区分ごとに、申請書（様式第1号）、確約書（様式第2号）、及び自己点検を行った点検シートの写しを添えて、農場の所在地を管轄する農林水産事務所に提出するものとする。

2 農林水産事務所長は、第1項の申請書類を受理した場合は、第5条で規定する現地確認を実施した上で、申請書類に現地確認の結果を添付して農業水産局長へ副申するものとする。

(現地確認)

第5条 農林水産事務所長は、認証申請に対し、当該申請の指導を行っていない者を現地確認員に指名するものとする。

2 現地確認員は、生産工程管理の実施状況を適切に確認できる時期に、現地確認を行うものとする。

3 現地確認員は、認証基準に適合していない取組事項があった場合、申請者に対して改善指導を行うとともに、改善の報告を求めるものとする。

4 前項の改善報告の内容について、現地で改善状況を把握するものとする。

5 現地確認員は、現地確認の結果を農林水産事務所長に報告するものとする。

(審査委員会)

第6条 要綱第8条に規定する審査委員会の委員は、農業行政や農業の指導・調査に係る別表1の者とする。

- 2 審査委員会の開催は、案件に応じ、おおむね7月、1月とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合、審査委員会を開催することができる。
- 4 審査委員会の議事録は5年間保存するものとする。

(公平性確保委員会)

第7条 要綱第9条に規定する公平性確保委員会の委員は、有識者、流通業者、消費者代表等、別表2の者とする。

- 2 公平性確保委員会は、申請に対する審査委員会の都度、開催することとする。また、公平性確保委員会の開催は、文書による意見照会に代えることができることとする。

(内部点検結果の審査)

第8条 内部点検結果報告は、様式第3号とし、農林水産事務所を経由し提出するものとする。

- 2 農林水産事務所長は、内部点検結果報告書の提出があった場合は、第5条を準用し認証取得者に対して現地確認を実施した上で、内部点検結果報告書に現地確認の結果を添付して農業水産局長へ副申するものとする。
- 3 現地確認員は、第5条第4項の改善が不十分であると判断した場合には、知事へ認証要件に不適合である旨を報告するとともに、農林水産事務所長へ現地確認の結果を報告するものとする。
- 4 知事は、前項の報告があった場合は、要綱第14条第2項の規定により、公表を取りやめるものとする。

(認証内容の変更)

第9条 認証取得者は、要綱第13条に規定する認証内容の変更の届出を、様式第4号により、農林水産事務所を経由し提出するものとする。

なお、届出の内容が、団体の代表者の変更に係るもの以外の場合、認証取得者は、内部点検結果の報告を併せて提出するものとする。

- 2 農林水産事務所長は、内部点検結果報告書の提出があった場合は、前条により対応を行うものとする。

(認証の取消)

第10条 農林水産事務所長は、認証取得者が要綱第16条2号及び3号に該当する恐れがある場合は、知事へ報告するとともに、第5条を準用し認証取得者に対して現地確認を行うものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合は、要綱第14条第2項の規定により、認証

取得者に関する公表を取りやめるものとする。

- 3 現地確認員は、現地確認の結果を農林水産事務所に報告するものとする。
- 4 農林水産事務所長は、現地確認の結果を知事へ報告するものとする。
- 5 認証を取り消した場合、当該認証取得者に理由を付してその旨を通知するものとする。
- 6 知事は、第2項の公表の取りやめに対して、再び公表する場合は、要綱第14条第3項の規定によるものとする。

(認証の辞退)

第11条 要綱第16条第2項に規定する認証辞退の届出は、様式第5号により農林水産事務所を経由し提出するものとする。

(事故の対応)

第12条 要綱第15条第2項に規定する事故の報告は、次の各号で示す事故について、発生した時点及び、再発防止の取組が整い事故が収束した時点に、様式第6号により、農林水産事務所を経由して報告するものとする。

- (1) 農作業に関する人身事故
- (2) 残留農薬に関する事故
- (3) 食中毒発生原因となる事故

- 2 農林水産事務所長は、事故が発生した時点の報告を受けた場合は、知事へ報告するとともに、原因究明のため、第5条で規定する現地確認を速やかに行うものとする。
- 3 知事は、前項の報告があった場合は、要綱第14条第2項の規定により、認証取得者に関する公表を取りやめるものとする。
- 4 現地確認員は、現地確認の結果を農林水産事務所長へ報告するものとする。
- 5 農林水産事務所長は、事故が収束した時点の報告を受けた場合は、前項の現地確認の結果を添えて農業水産局長へ副申するものとする。
- 6 知事は、第3項の公表の取りやめに対して、再び公表する場合は、要綱第14条第3項の規定によるものとする。

(通知書の紛失)

第13条 認証取得者は、要綱第10条第1項の規定により交付された通知書を紛失した場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けるものとする。

別表 1

委員	備考
農業水産局農政部農業経営課長 食育消費流通課 担当課長 農業経営課 担当課長 園芸農産課 担当課長 農業総合試験場企画普及部 広域指導室 室長	座長

別表 2

委員	職名
NPO法人GAP総合研究所 セントライ青果株式会社 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コ ンサルタント・相談員協会	研究員 部長 相談員

附則 この運用要領は平成30年4月2日から施行する。

附則 この運用要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この運用要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この運用要領は、令和2年11月13日から施行する。

別添

愛知県GAP団体事務局の取組事項に関する認証基準

(目的)

第1 団体が認証を申請するにあたり、団体事務局が取り組む事項について、愛知県GAP認証制度実施要綱第3条第2項の規定に基づき、認証基準を定める。

(認証基準)

第3 団体が愛知県GAPの認証を受けるにあたって、団体事務局が取り組む事項についての基準は以下のとおりとする。

(1) 団体の管理体制

- ア 団体の代表者、事務局の名称、連絡先、責任者等を記した文書又は組織図があること。
- イ 団体を構成する農場の経営者名、所在地、連絡先、ほ場の所在地と面積が事務局に登録されていること。
- ウ 団体と農場との間で契約や協定を結んでいること。
- エ 愛知県GAPの必須事項に関する団体事務局と構成する農場との間で役割分担がわかる文書があること。

(2) 内部点検体制

- ア 構成員及び団体事務局に対する内部点検に関するマニュアルがあり、年1回以上実施していること。
- イ 内部点検は、農場については、その農場の関係者以外、団体事務局については、その業務を行う者以外が実施すること。
- ウ 内部点検で確認された不適合事項を適切に是正していること。
- エ 違反に対する規定を設け、措置を適用していること。

(3) トレーサビリティ

- ア 出荷する農産物の生産者を特定できること。1ロットが複数の生産者からなる物であっても、その生産者を特定できれば、適合とする。
- イ 認証された農産物は団体内で区別して扱われていること。

(4) 苦情等への対応

- ア 出荷物に対する事故・苦情等に対応できる手順書があり、実施されていること。
- イ 商品回収へ対応できる手順書があり、実施されていること。

(5) 記録の保管

各構成員の取組が確認できる書類、GAPの取組を指導した記録、内部点検の実施内容についての記録、事故・苦情等への対応の記録などが保管されていること。

様式第 1 号（運用要領第 4 条関係）

愛知県 G A P 認証申請書

（元号） 年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

申請者
氏 名

（団体の場合は所在・名称及び代表者の氏名）

愛知県 G A P 認証制度実施要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 農産物の区分： 米 ・ 麦 ・ 大豆 ・ 野菜 ・ 果樹 ・ 茶
- 2 申請区分： 個 別 ・ 団 体
- 3 農場の概要：
様式第 1 - 1 号農場一覧表を添付
- 5 問い合わせ先

項目	記入欄	公開可*
氏名又は名称・農場数		必須
品目名（作型）		必須
市町村名		必須
責任者名（団体の場合）		必須
電話番号		<input type="checkbox"/>
電子メールアドレス		<input type="checkbox"/>
ホームページアドレス		<input type="checkbox"/>

*認証結果を県ホームページに公開する際に、公開可能な項目については、「公開可」欄の□をチェックすること。

添付書類（提出前に添付を確認し、□をチェックすること）

- 確約書（様式第 2 号）
- 点検シートの写し
※団体の場合、団体の構成員全員分を添付すること
- その他、知事が必要と認める資料

様式第2号（運用要領第4条関係）

（元号） 年 月 日

愛知県知事 殿

申請者

氏 名

（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

確 約 書

私は、愛知県GAPの認証を受けるにあたり、以下のことについて同意することを確約します。

記

- 1 1年に1回以上、内部点検を実施し、認証された農場を認証要件に適合するように維持し、不適切な事項があれば改善を行うように努めます。
- 2 本制度に基づき行われる現地確認・審査に協力します。
- 3 農作業事故、残留農薬事故、食中毒発生原因事故が発生した場合には、自己の責任のもとに対応するとともに、県への報告、原因究明に協力します。
- 4 認証を受けた内容について、認証日・認証番号・氏名又は名称・市町村名・品目名(作型)について、愛知県 Web ページに掲載し公表することを承諾します。

様式第3号（運用要領第8条関係）

愛知県GAP内部点検結果報告書

（元号） 年 月 日

愛知県知事 殿

認証番号

氏 名

（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

愛知県GAP認証制度実施要綱第11条の規定に基づき、内部点検を実施しましたので報告します。

（注）点検シートの写しを添付

様式第4号（運用要領第9条関係）

愛知県GAP認証内容変更届

（元号） 年 月 日

愛知県知事 殿

認証番号

氏 名

（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

愛知県GAP認証制度実施要綱第13条の規定により、次のとおり届出します。

変更内容

変更理由

添付書類

様式第5号（運用要領第11条関係）

愛知県GAP認証辞退届

（元号） 年 月 日

愛知県知事 殿

認証番号

氏 名

（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

（元号） 年 月 日付で取得した認証について、次の理由により認証を辞退したく届け出ます。

認証を辞退する理由

（注） 通知書を添付

様式第6号（運用要領第12条関係）

事故等の発生に関する報告（発生時 ・ 収束時）

（元号） 年 月 日

愛知県知事 殿

認証番号

氏名

（団体の場合は名称及び代表者の氏名）

認証を受けた農場に関して、事故等の発生がありましたので、愛知県GAP認証制度実施要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

生産者氏名	
発生日	
事故の内容	農作業に関する人身事故 残留農薬に関する事故 食中毒発生原因となる事故
	概要
発生原因及び再発防止対策の概要	原因 生産工程の見直し及び再発防止のための取組の改善内容

※発生時は、太枠内のみ記入